

令和3年度都道府県医師会小児在宅ケア担当理事連絡協議会

2022.3.30.オンライン開催（担当 種部）

1. 開会

2. 挨拶 中川会長

3. 議事

(1) 医ケア児支援法について

- ① 医ケア児支援センター等について 厚労省障害福祉部障害福祉課 河村のり子
 - 障害児通所サービス基本報酬の支給決定に手帳発行を求める自治体がある →医ケア新判定スコアのみで支給決定するように、本年に引き続き次年度もう一度自治体に通知する
 - 医ケア児支援センターにコーディネーター配置の予算をつけた
 - 災害対策の取り組み、協議の場の設置を目指す
- ② 学校における医療的ケアの充実について 文科省初等中等教育局 右田周平
 - 学校への看護師配置（医ケア看護職員）を学校保健法に明記
 - 医ケアに関するアドバイスをもらうことができる委嘱医を設置する予算をR3年度より地方財政措置済み
- ③ 保育所等における医ケア児支援について 厚労省子ども家庭局保育課 西浦啓子
 - 医ケア児2人以上受入れ見込まれる場合、看護師配置費用を上乗せ補助
 - 受け入れ態勢の整備計画策定し受け入れ人数が増えるようであれば、都道府県の負担率が低くなるようにR4年度予算拡充

(2) 大阪府豊中市の取り組みについて 豊中市教育委員会 佐々木まや

- ◇ 昭和53年 豊中市障害児教育基本方針策定
 - 平成15年 看護師を学校に配置
 - 平成20年 看護師巡回配置に変更
 - 令和3年 市立豊中病院との連携開始
- ◇ 市立豊中病院との連携
 - 豊中病院と豊中市で協定書締結、地域医療連携室に教育委員会の会計年度職員を配置
 - 保護者から医療的ケア依頼書を教育委員会に提出し、教育委員会から豊中病院に依頼し、「指示医」が学校生活に必要なケアをコーディネート

して指示書を発行

- 指示医は豊中病院の小児科医。学校における医療的ケア指示書を発行。宿泊行事における医療的ケアの指示書も発行。
- 指示医から学校に対して指示内容に関する指導や助言を常時行える体制。→これにより、教育現場が委縮しないで活動できる。リスクを取って教育を優先する姿勢ができた。損害賠償保険は教育委員会側でなく、指示医の損害賠償保険でカバーするようになった。
- 指示医1名で13名の医ケア児の指示書作成をしている。
- 学校医は学校全体の保健指導に集中してもらい、医ケアは学校医マターにしないことで使いやすくした。
- 学校行事には保護者参加を求めない。担任以外に、支援担任または支援教員がいる。宿泊学習も実施している。生徒も役割をもって参画。
- 生活支援はかかりつけ医が行っているが、学校でのケアの指導助言は豊中病院が行うため、診療情報提供し連携。

(3) R4 年度診療報酬改定について（医ケア児関係） 日医 松本常任理事

- ◇ 診療情報提供料（I）における情報提供先に児童相談所、保育所、高校を追加
- ◇ 緊急往診加算に小児慢性特定疾病医療に関連する項目を追加
- ◇ 在宅がん医療総合診療料に小児加算を追加

(4) 小児在宅ケア検討委員会答申 埼玉医大名誉教授 田村正徳

- ◇ 動く医ケア児に対する障害福祉サービスの拡充
- ◇ 個別避難計画、指定福祉避難所の設置に目配りを
- ◇ 「協議の場」への医師会の参画を
- ◇ 小児在宅における ICT 活用；電子連絡帳の取組みを医師会で検討してほしい
- ◇ 園医、校医と医ケアに知見のある医師が連携体制を作ることを求める（ガイドライン策定に医師会が参加を）
- ◇ 学校での受け入れ拒否を無くすように働きかけてほしい
- ◇ 保護者付き添いを不要にできるように仕組みの構築を
- ◇ 移行期医療支援センターの設置に向けて働きかけてほしい
- ◇ CDR；小児在宅医療での死亡例が多い→1/4は予測または予防可能例
- ◇ こども家庭庁で医ケア児支援を担うことを願っている

(5) 協議

- ① 神奈川県；学校教員や教育委員会等の関係機関との連携の場がない。→協議

の場を設け関係を作ってほしい。

- ② 静岡県；医師会としてかかわる場面が多くないが。→都道府県との協議の場には医師会が参画しているが、市町村との協議の場には医師会が入っていないことが多い。担当理事は積極的な参入を。NICUのDrと個人的につながることから始めてほしい。
- ③ 愛媛県；医ケア看護職員から学校行事等の実施時の緊急相談を医師に行う阿合、オンライン診療と同じように診療報酬の対象にしてほしい。→緊急時に相談できる医師の確保が先決事項。学校におけるケアの評価を行いつつ今後検討する。
- ④ 熊本県；看護師が不足しているが訪看ステーションの活用はどうか。→保育所については、訪看の派遣による看護師配置も厚労省予算活用できる。
- ⑤ 愛知県；学校で医ケアを受け入れ始める場合の段取りは、医師会、医ケアセンター、行政のいずれがやるのか。→教育委員会に医ケアにかかわる協議会を設置し、どのような教育を望むのかという意向を聞いて開始することを想定している（文科省）。ヘルパーがいない。3号研修を受ける体制がないのではないか。→新判定スコアができたのに、対応できる看護師がいないために受け入れられないという問題が起こっている。ヘルパーもなおのこと（田村先生）。3号研修は医ケア児等総合支援事業で予算配分している（厚労省）。
- ⑥ 神奈川県；指示を出す医師はどのような医療機関の医師を想定しているのか。学校での緊急事態や事故における責任の所在は。→機関病院の医師など、医ケア児の診察を行い指示を出す医師を想定している。医療的な指示の間違いであれば指示医の責任、実施上の問題は学校長。（文科省）。

4. 総括 猪口副会長

5. 閉会